

～各務原IC周辺土地区画整理事業準備委員会について～

規約について

(名称)

第1条 本会は「(仮称)各務原市IC周辺土地区画整理事業準備委員会」(以下「準備委員会」という。)という。

(目的)

第2条 本規約は、各務原市大野町、成清町の各一部(以下「各務原市IC周辺地区」という)における土地区画整理事業の検討の為、準備委員会を設置し、土地区画整理組合の設立認可に向けて、第3条各項に規定する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、次の各号に規定する事業を行うものとする。

- 一 土地区画整理事業の施行予定区域の検討及び決定
- 二 土地区画整理組合の事業計画(案)の検討及び策定
- 三 土地区画整理組合の定款(案)の検討及び策定
- 四 地権者及び利害関係者の合意形成並びに同意書の収集・取りまとめ
- 五 その他、組合設立に至るまでに必要な準備事務

～各務原IC周辺土地区画整理事業準備委員会について～

規約について

(委員)

第4条 準備委員会の委員（以下、「準備委員」という。）は、まちづくりが円滑に進むよう誠意を持って会議に臨むものとする。

- 2 準備委員は、土地区画整理事業検討区域の土地の所有権又は借地権を有するものの内から決定する。
- 3 準備委員の定数は7名以上11名以下とし、最低人員数に欠員が生じた場合は、前項に規定されるものから、準備委員会において新たな準備委員を選定し、これを補うものとする。

(役員)

第5条 準備委員は、委員長1名、副委員長2名を互選するものとする。

- 2 委員長は準備委員会の会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその役割を代行する。
- 4 委員長又は副委員長に欠員が生じた場合は、準備委員の互選により、これを補うものとする。

(顧問)

第6条 本委員会に、準備委員とは別に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は準備委員以外の者で、本会による議決を経た者に依頼する。
- 3 顧問は議決権を有しない。
- 4 顧問は幅広い見識から第2条に規定する目的を達成するために必要なアドバイスや各種調整を行う。

～各務原IC周辺土地区画整理事業準備委員会について～

規約について

(会議)

第7条 準備委員会の会議は、必要な時期に委員長が招集する。

2 委員会の会議は、過半数の準備委員の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、特別な定めがない場合は、出席者の過半数によって決する。

(守秘義務)

第8条 準備委員会で知り得た情報は、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、準備委員会において事業の円滑な推進の為、必要と認められたときは、この限りでない。

(解散)

第9条 準備委員会は、当該土地区画整理事業の組合設立認可の公告をもって解散するものとする。

2 事業の進捗が著しく困難と判断される場合は、準備委員により協議し、前項の規定によらず解散することができる。

(その他)

第10条 土地区画整理事業の検討のために必要な個人情報(登記簿等)については、利用目的を決定し、それ以外の使用を認めないうえで提供する。なお、各務原市の条例を遵守する。

2 この規約に定めのない事項については、その都度、準備委員により協議して決定するものとする。